

令和3年5月14日

保護者の皆様

京都市立梅津中学校
校長 安田知史

緊急事態宣言延長に伴う措置について

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、東京、大阪、京都、兵庫の4都府県に発令中の緊急事態宣言が、5月31日まで延長が決定されたことを受け、本校では下記のようにいたします。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。なお、今後の感染状況や国の動向等を踏まえ、下記の対応を変更する場合は改めてお知らせいたします。

記

1. 休日参観の中止

- ・6月12日（土）に予定しておりました休日参観を中止いたします。
12日（土）は休日、15日（月）が平常授業となります。
(15日（月）は、全員昼食の用意が必要となります。)
9月以降の平日に参観日は行いたいと思います。

2. 部活動の中止

- ・部活動は、緊急事態宣言期間中の全ての部活動を原則中止とします。
- ・ただし、公式な全国大会・近畿大会及びそれらにつながる大会等のみ参加を認められており、その大会に参加するための練習等については、大会初日の4週間前から校内での活動が認められます。顧問の指示の下、十分な感染症対策を行い実施いたします。
- また、試験前の学習会などを除いて、原則、放課後はすぐに下校とします。残る場合も、教員の監督の下とします。

3. 校外学習の中止

- ・5月27日（木）に予定しておりました、1・2年生の校外学習を中止いたします。
(11月ごろに実施予定。)

4. 地域での過ごし方

- ・緊急事態宣言発令により、地域や家庭で過ごす時間が多くなります。今回の部活動中止などの措置は、現在の感染者の急拡大を踏まえ、これ以上の感染拡大を防止するための取組の一つとして実施しているものです。地域の公園において集団でスポーツ活動をすること等がないよう、不要不急の外出を控え、人との接触を控えて行動するようご指導ください。

以上、よろしくお願ひいたします。